

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、当社の企業理念である「我々は、お客様の満足を通じて全社員の幸せを追求し、そして社会の発展に貢献します」を追求しております。当社グループの継続的な企業価値の向上のために、健全で透明性の高い経営管理システムを確立し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、ステークホルダーに対する重要な責任と考えて行動してまいります。コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、経営の健全性、適正なリスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社グループに対する信頼性向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、株主総会の議決権の電子行使や招集通知の英訳は、海外投資家比率が相対的に少ないことから、効果に対する費用等を勘案し実施していません。今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を注視し、一定の割合になった段階で議決権電子行使プラットフォームの利用等や英文招集通知の発行も検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督を行っておりません。実際の最高経営責任者の選定では、随時変化する経営環境と候補者の人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定する等、透明性・公平性の高い方法で取締役会において十分に議論を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4:政策保有株式】

1. 当社の政策保有に関する方針

当社は、当社グループが今後も成長を続けていくにあたっては、様々な企業との協力関係が不可欠であると認識しております。当社は、業務提携、本業の取引の強化・拡大等により、売上と利益の拡大、企業価値の向上が見込まれることを十分に検討したうえで政策保有株式としての上場株式を保有することを基本的な方針としております。

2. 保有の適否の検証

上場株式の新規取得、買い増しや縮減及び全株式の処分は、当社の成長に必要なかどうか、当該企業の業績、配当や株価動向等を総合的に考慮し、他に有効な資金活用はないか等の観点も踏まえ、個別株式毎に、毎年、担当取締役による検証を行い、取締役会にて審議することとしております。新規取得以降、状況変化等に応じて、保有に係る適切性が認められないと判断される場合には縮減する等の見直しをしてまいります。

なお、2019年11月開催の当社取締役会において、保有している2銘柄につき保有目的及び保有の合理性について審議した結果、継続保有することといたしました。

3. 当社の政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、当該企業の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ、当社グループの企業価値の維持及び向上に資するものであるか否かを確認し、適切に議決権の行使を行うこととしております。なお、株主価値の毀損につながるような議案につきましては、肯定的な議決権の行使を行わないものとしております。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社グループでは、一般株主の利益保護の観点から、原則として関連当事者等との取引を行わない方針としており、当社グループ全役員について、就任時及び事業年度末毎に関連当事者取引の有無について調査及び監視を行っております。

但し、止むを得ず、関連当事者等との取引を行う場合は、取締役会にて審議の上、監査等委員会の意見も徴した上で当該取引の開始の可否を決議することとしております。また、取引結果については取締役会への報告を義務付け、関連当事者等との取引が継続的な取引となる場合には、監査等委員会による監査の対象とし、定期的に確認することとしております。

【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の規約型企業年金において、年金給付等の支払いを将来にわたり確実に行うための安定的な収益確保を図る観点から運用しており、「運用の基本方針・政策的資産構成割合」を定め、運用管理・モニタリングを行っております。また、管理部門担当取締役を責任者とし、定期的に外部の専門家と運用結果や今後の見通しについて情報交換に努めております。

【原則3-1:情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念、ビジネスモデルにつきましては当社ウェブサイトにて開示しております。

(<https://www.pci-h.co.jp/company/philosophy.html>)

経営戦略、経営計画については、有価証券報告書において「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の部分に開示しております。当社の有価証券報告書は、金融庁より行政サービスとして提供されている「EDINET」(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)あるいは当社ウェブサイト(<https://www.pci-h.co.jp/ir/securitiesReports.html>)にて閲覧することが可能です。

加えて、半期ごとの決算説明会で当社グループの方針や計画の進捗状況を説明し、その資料を当社ウェブサイトにて開示しております。

(https://www.pci-h.co.jp/ir/financial_results_briefing.html)

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および方針につきましては、当社ウェブサイトにて開示しております。(<https://www.pci-h.co.jp/ir/corporateGovernance.html>)

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、その職責及び実績、会社業績の反映と株主価値との連動性を明確にするため、基本金銭報酬(固定報酬)、業績連動金銭報酬(賞与)、中長期インセンティブ株式報酬による構成としております。業績連動金銭報酬(賞与)及び中長期インセンティブ株式報酬につきましては、報酬全体に占める割合を適切に設定いたします。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において代表取締役社長が原案を作成し、社外取締役が過半数となる取締役会において具体的な金額を決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬は、職責に照らしその独立性を重視する観点から、職務活動区分に応じた基本金銭報酬(固定報酬)のみとしております。監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議されている報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定いたします。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補は、当社グループの経営戦略や当社グループが置かれている経営環境等を勘案し、その経験、見識、専門性・多様性の確保等を総合的に評価・判断した上で、代表取締役社長が推薦し、社外取締役が過半数となる取締役会の決議により候補者を決定いたします。監査等委員である取締役候補は、専門分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者とし、監査等委員会の同意を得た上で取締役会の決議により候補者を決定いたします。なお、取締役として職務を懈怠することにより著しく企業価値を毀損させた場合、不正行為や重大な法令・定款違反行為等があった場合は、当該取締役の解任について取締役会で審議の上、株主総会に提案いたします。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、取締役の候補者について、株主総会招集ご通知(株主総会参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「取締役候補者とした理由」を記載しております。株主総会招集ご通知は、当社ウェブサイトにて開示しております。

(https://www.pci-h.co.jp/ir/shareholders_meeting.html)

【補充原則4 - 1 - 1】

経営の意思決定機関としての取締役会においては、法令・定款並びに取締役会規程に定められた事項等、当社の重要事項の決定をしております。また、経営陣に委ねる範囲についても取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役、各部門の職務権限を明確化しております。取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、常務会運営規則を定め、常勤取締役及び監査等委員である取締役数名にて構成される常務会(原則として月1回開催)の審議を経て決定します。また、取締役会の意思決定事項を効果的に執行するために、グループ執行役員制度を導入しています。

【原則4 - 9 : 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立性判断基準としては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることとしております。独立社外取締役の候補者選定にあたっては、当社の経営に率直かつ建設的な助言をしていただける豊富な経験、専門性、高い見識を重視しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名以内、監査等委員である取締役5名以内、計10名の員数の範囲内で、経営管理及び当社グループの業務に精通した社内取締役と豊富な経験と各専門分野において高い見識を有する社外取締役とをバランスよく組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く有した構成となるよう努めております。

【補充原則4 - 11 - 2】

他の上場会社における役員の兼任等、当社役員の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書において毎年開示しております。他の法人や団体の役員に就任する際には、原則として、取締役会への報告あるいは承認を要することとしており、当社役員としての役割・責務を適切に果たせる状況にあるか、確認する体制としております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では取締役会の実効性につきまして、全ての取締役を対象に原則毎年1回実施する自己評価アンケートをもとに、取締役会全体の実効性の分析・評価を実施しております。自己評価アンケートを踏まえ分析を行ったところ、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力・多様性の面でバランス、取締役会での審議項目や審議時間、情報提供を求める機会の確保等の会議運営については概ね適切であるとの評価をしており、また、独立社外役員は取締役会での率直、活発かつ建設的な検討に貢献されているとの評価をしております。一方、経営陣の指名、報酬の在り方や中期経営計画実現に向けての議論については一部改善の余地があるとの課題も認識しており、評価結果を参考に今後も更なる取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役がその役割・責務を十分に果たすのに必要なトレーニングの機会へ積極的に参加できるように支援することを基本的な考え方としております。当社または各自が加盟する団体のセミナーや勉強会、交流会に参加する際の費用や外部セミナー受講等の費用につきましては、会社に請求できるようにしております。

【原則5 - 1 : 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、事業企画室をIR担当部署として社長が統括してIR活動を積極的に推進しております。IR活動に必要な情報は、各部署及び各子会社から情報を収集し取りまとめております。また、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主から得られた要望等の情報の共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Y & U	282,900	6.88
PCIホールディングス従業員持株会	207,013	5.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	198,300	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	164,700	4.00
関谷 恵美	154,800	3.76
岡 丈詞	119,200	2.90
株式会社三菱総合研究所	96,000	2.33
岩崎泰次	93,700	2.28
株式会社レスターホールディングス	88,600	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	75,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記大株主の状況は2019年9月30日時点のものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮原 譲	他の会社の出身者											
高原 明子	他の会社の出身者											
佐藤 貴則	弁護士											
牧 真之介	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮原 譲	○	○	――	豊富な業務経験を持ち、幅広い見地から情報サービス業界における専門的な視点を当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、株主の負託を受けた中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

高原 明子	○	○	——	インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わり、主に、サービス企画・業務設計、資金調達、監査業務等のビジネスサイドの経験、実績をはじめとした専門性を有していることから、これらの経験等を当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、株主の負託を受けた中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
佐藤 貴則	○	○	——	長年にわたる弁護士としての豊富な経験から企業法務・コンプライアンスに精通しており、同氏の有する高度な専門知識及び経験を専門的見地から当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、株主の負託を受けた中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
牧 真之介	○	○	——	公認会計士及び税理士として財務・会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社グループの経営の監督及び監査に反映いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役役に選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、株主の負託を受けた中立・公正な立場を保持する独立機関として一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、当社の内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していません。なお、監査等委員会から、監査の職務を補助する取締役及び使用人の配置を求められた場合には、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、監査等委員である取締役の職務を補助する取締役及び使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制を構築しており、随時情報交換を行い相互連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

更新

ストックオプション制度の導入

2018年12月20日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として当社第3回ストックオプションを付与いたしました。また、2019年12月20日開催の第15回定時株主総会の決議に基づき、同目的にて当社第4回ストックオプションを付与いたします。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

2018年12月20日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

更新

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

更新

当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的としてストックオプションの付与を行っています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「取締役の報酬等に関する細則」を制定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額年額2億円以内において取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議されている報酬総額年額300万円以内において監査等委員である取締役の協議の上決定する旨を定めております。また、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。その年額は500万円以内としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営企画室、財務・経理室及び内部監査室で行っております。

取締役会資料は、原則として取締役会事務局である経営企画室より事前配布し、社外取締役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行う等、情報の提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。なお、提出日現在の当社の当該体制の概略図は添付の模式図をご参照ください。

（取締役会）

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名、監査等委員である取締役4名（全員社外取締役）により構成されており、定時取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、当社グループ全体の企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規程に定める経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役相互間の職務執

行を監督しております。

・取締役会構成員の氏名等

議 長: 代表取締役社長 原口直道

構成員: 代表取締役会長 天野豊美、取締役 井口直裕、社外取締役 宮原譲(常勤監査等委員)、
社外取締役 佐藤貴則(監査等委員)、社外取締役 高原明子(監査等委員)、社外取締役 牧真之介(監査等委員)

(常務会)

当社では意思決定の迅速化を図るため、業務執行取締役3名及び監査等委員である取締役数名によって構成される常務会を設置しております。常務会は原則月1回以上、必要に応じて随時開催し、取締役会の委任を受けた範囲において、経営上の重要事項を審議するとともに、その結果を取締役に報告、もしくは付議しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(全員社外取締役)で構成されており、それぞれの専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しております。監査等委員会は原則として月1回開催し、内部統制システムを活用した監査及び監督を実施するほか、監査等委員会において策定された監査等委員会規程、監査等委員会監査基準、監査計画、業務の分担などに基づき、重要書類の閲覧、役職員に必要な報告や調査を求める等、取締役の職務執行の監督その他法令に定められた職務を行っております。

また、内部監査室及び会計監査人との連携を密にし、監査の実行性と効率性の向上を図っております。

・監査等委員会構成員の氏名等

議 長: 社外取締役 宮原譲(常勤監査等委員)

構成員: 社外取締役 佐藤貴則(監査等委員)、社外取締役 高原明子(監査等委員)、社外取締役 牧真之介(監査等委員)

(内部監査室)

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は3名で構成され、内部監査年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について当社全部門、全子会社を対象に監査しております。監査結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

また、監査等委員会及び会計監査人との連携を密にし、適切かつ効果的な業務監査機能充実を図っております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会)

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則四半期に1回以上、必要に応じて随時開催することとしております。当委員会は代表取締役社長が委員長となり、コンプライアンス・リスク管理担当取締役、法務担当、顧問弁護士及びグループ子会社の各担当が委員を務め、当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席しております。当委員会では、当社グループのコンプライアンス推進のための社内体制の整備、規則・ガイドラインの策定、社内教育等各種施策の実施、並びに当社グループの業務執行におけるリスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応の検討等、全社的なコンプライアンス・リスク管理体制の強化を図っております。

(グループ執行役員会)

当社は、当社及び各子会社より推薦された役職員を当社のグループ執行役員に任命しており、グループ執行役員会を原則として月1回開催しております。グループ執行役員会では、各子会社及び管理部門から業績及び事業戦略の進捗等の業務執行状況が報告され、グループ全体の事業計画の進捗状況の確認及び必要に応じて事業計画の修正について討議いたします。また、グループ全体に関わる重要な情報の収集・共有を行い、各子会社間での協力体制を促進し、グループシナジーを創出することを目的とした協議を行っております。

(顧問弁護士)

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け、検討・判断しております。

(会計監査人)

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員である取締役4名全員が社外取締役であり、より公正かつ中立的な立場での取締役会の経営監視機能の強化及び迅速な意思決定と機動的な業務執行を目的に、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月30日決算のため、定時株主総会は12月に開催しております。そのため、集中日の問題は回避できていると認識しております。また、一般的な年末の行事との重複を避け、早期の開催を予定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
その他	株主総会招集通知の発送に先立って、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRウェブサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書その他開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業企画室をIR担当部署としており、IR活動を推進しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	PCIグループ行動規範及びPCIグループ行動指針において、各ステークホルダーの立場の尊重について定めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、経営理念として「我々は、お客様の満足を通じて全社員の幸せを追求し、そして社会の発展に貢献します」を掲げており、この実現のため、今後も積極的にCSR活動を展開していく予定であります。また、企業価値の評価基準とされるESG(Environment = 環境、Social = 社会、Governance = 企業統治)に対しても継続的かつ積極的な貢献を目指しております。 具体的には、飢餓と貧困の撲滅を使命に活動する国連の食糧支援機関である国連WFPの活動に賛同し、その民間協力の支援窓口である国連WFP協会を評議員として支援しているほか、「理工系人材の育成」・「イノベーション環境の提供」をテーマに、中高生が最先端技術に触れる機会の提供と社会的意義が深く新たな価値創造ができる人材育成を目的とした「学校法人立教学院 立教池袋中学校・高等学校「数理研究部」のサポート活動」、山形県村山市との「地方創生と人づくりに向けた包括的ICT連携協力に関する協定」を通じた市民の皆様の生活向上ソリューションの提供、「国境なき医師団」への寄付や「Dolphin Breeding Project(イルカ繁殖プロジェクト)」等、企業の身の丈にあった活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家・地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、当社への投資価値を的確に判断できるよう、当社の経営方針・方向性、事業活動内容、財務情報等に関する情報を公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。

その他

当社は、取締役女性を1名登用しております。また、従業員として女性の活用を積極的に推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当社及び当社グループの内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。)は、コンプライアンスと損失の危機の管理(以下、「リスク管理」という。)を表裏一体のものと認識し、経営上の最重要課題と位置付ける。
 - (2) 当社にコンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命し、コンプライアンス・リスク管理を統括せしめ、当社グループのコンプライアンス・リスク管理の取組みを横断的に統括させる。
 - (3) コンプライアンス・リスク管理に係る組織として、当社グループに一つのコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、また、当社グループ各社に「コンプライアンス・リスク管理規程」その他コンプライアンス・リスク管理に係る規程等を制定する。
 - (4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とし、法務担当、顧問弁護士及びグループ各社のコンプライアンス・リスク管理委員から成る組織とし、当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席する。
 - (5) コンプライアンス・リスク管理委員会は以下の職務を行う。
 - イ. コンプライアンス・リスク管理意識の確立、徹底
 - ロ. 当社グループのコンプライアンス、リスクの分析、その対策の立案、コンプライアンスを維持・推進するための体制整備、教育の立案
 - ハ. 当社グループのリスクの収集、その一元管理、分析評価、対応等の整備
 - ニ. コンプライアンス・リスク管理に係る当社常務会への報告、あるいは諮問
 - ホ. その他個別に定める事項
- (6) 当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「PCIグループ行動規範」を定め、実践する。
- (7) 当社グループは、その役員及び使用人に、企業理念、PCIグループ行動規範、コンプライアンスの骨子、コンプライアンス通報方法・通報先等を記載した「KOKORO E」を配布し、勤務中は常時携帯することを義務付け、適宜それを閲覧することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (8) 法令または定款に違反する行為等を使用人等が発見した場合の報告体制として、当社監査等委員である取締役、当社子会社の監査役、顧問弁護士を含む内部通報制度を設置する。
- (9) 当社グループ各社において、使用人が法令または定款に違反する疑いのある行為を行ったと判断した場合、当該会社のコンプライアンス担当部署からコンプライアンス・リスク管理委員長もしくは副委員長に通報する。通報を受けたコンプライアンス・リスク管理委員長もしくは副委員長は、当該会社に事実関係の調査を指示し、コンプライアンス・リスク管理委員長が、当該行為が法令または定款に違反すると認めた場合には、当該会社の人事担当に対して社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行わせる。なお、当該行為が法令または定款に対する重大な違反行為であるとコンプライアンス・リスク管理委員長が判断した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、当該調査を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が、当該行為が法令または定款に対する重大な違反行為であると認めた場合には、当該会社の人事担当に対して社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行わせる。役員が法令または定款に違反する疑いのある行為を行った場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会が事実関係の調査を行い、当該行為が法令または定款に違反すると認めた場合には、当該会社の取締役会に通報し、当該取締役会は具体的な処分を決定する。
- (10) 当社グループ各社で反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ反社会的勢力に毅然として対処し、反社会的勢力による被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制その他の内部管理体制の確保、向上を図る。
- (11) 当社子会社を管理するため、当社は「グループ会社管理規程」を制定し、当社取締役会あるいは常務会により、当社子会社のリスク管理と適切な意思決定状況に管理監督し、当社子会社の業務の執行状況のリスク管理を行う。
- (12) 当社グループに不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に定める「危機対策本部」を当社に設置し、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整える。
- (13) 業務執行部門から独立した内部監査部門である当社の内部監査室が、業務監査の一環として、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役会、常務会等の議事録、並びに報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類(電磁的記録も含むものとする。)については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- (2) 当社の取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から任命し、当該責任者は、情報の保存及び管理の状況について監視・監督する。

3. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、当社グループ各社に「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「常務会運営規則」(「常務会運営規則」は当社のみが制定する。),'職務権限規程」、「稟議規程」等を制定する。
- (2) 当社グループ経営全般にわたっての迅速な意思決定を可能とするため、重要事項の協議・意思決定機関として、取締役会の他、当社に常務会を設置し、定期的に開催する。
- (3) 当社は、取締役会及び常務会を定期的に開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当業務に関する報告と審議を行う。
- (4) 当社は、一部の業務執行権限を取締役に委任することにより、意思決定と業務執行の迅速化・効率化を図る。
- (5) 当社は、3事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の当社グループ全体の重点経営目標、予算配分等を定める。
- (6) 当社子会社の財務・経理事務は共通の経理システムを導入し当社で行うと共に、資金調達・運用は当社において行う。

4. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「グループ会社管理規程」において、経営成績、財務状況、一定の経営上の重要事項を定め、当社取締役会または常務会への報告あるいは決議・承認を義務付ける。
- (2) 当社は、当社子会社の代表取締役社長あるいはその指名を受けた取締役を当社の執行役員に任命し、当社の取締役または使用人の中から

任命した執行役員を含むグループ執行役員会を定期的に開催し、担当する子会社の業務執行状況を報告する。

(3) 定期的に当社グループ各社の管理本部長による連絡会議を開催し、グループ会社間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

(4) 当社のコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社子会社の取締役会の他、重要な会議に出席する。

(5) 当社内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会または監査等委員である取締役に適宜報告する。

(6) 当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため、定期的な連絡会を開催する。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、監査等委員会から、監査の職務を補助する取締役及び使用人の配置を求められた場合には、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、監査等委員である取締役の職務を補助する取締役及び使用人を置くものとする。

(2) 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、当社の監査等委員会に事前の同意を得ることとする。

(3) 当該取締役及び使用人は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会または監査等委員である取締役の指揮命令に従う。これに関して、当該取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとし、監査等委員会または監査等委員である取締役に対する報告を理由とした不利な扱いを受けないものとする。

(4) 当該取締役及び使用人は、監査等委員会または監査等委員である取締役により指示された業務の実施内容及び結果の報告は、監査等委員会または監査等委員である取締役に対してのみ行う。

6. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令等の違反行為、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社の監査等委員会または監査等委員である取締役に速やかに報告する。前記にかかわらず、当社の監査等委員会または監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会及びその他の重要な会議に出席し、当社の取締役から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける。

(3) 当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、当該子会社において重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会または監査等委員である取締役へ報告する。

(4) 当社内部監査室は定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(5) 当社の監査等委員である取締役は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席し、コンプライアンス、リスク管理の状況を把握する。

(6) 当社の監査等委員である取締役及び当社グループ各社の監査役が出席するグループ監査役等連絡会を定期的に開催し、当社の監査等委員である取締役は当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理について当社子会社監査役より報告を受ける。

(7) 当社監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行う等、代表取締役と相互認識を深める。

(8) 当社グループは、当社の取締役及び使用人、あるいは当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための規定をコンプライアンス・リスク管理規程に定める。

7. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査等委員会が、弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受けることを求めた場合、当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その機会、その費用の会社負担を保障する。その他監査等委員である取締役がその職務の執行に関して生ずる費用の支弁を求めた場合、当社は監査等委員である取締役の職務の執行に明らかに必要でないと認めた場合を除き、その費用を負担する。

(2) 当社の監査等委員会は、当社の内部監査室及び会計監査人とそれぞれ積極的に情報交換を行い、緊密な連携を図る。

(3) その他監査等委員である取締役の職務執行のための環境整備に努める

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」として以下を取締役会の決議により定めております。健全な会社経営のために、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に断固としてこれを拒絶することを宣言しており、当社グループ全体において意識の徹底・取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

1. 当社グループは、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力からの不当要求を拒絶します。

2. 当社グループは、反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力に対する資金提供を行いません。

3. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に組織全体として対応し、民事・刑事の両面から法的な手段を講じます。

4. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 当社グループは、反社会的勢力の不当要求に対応する役員及び従業員の安全を確保します。

上記方針のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営企画本部と定め、常務会において選任された者を不当要求防止責任者として届け出ており、必要に応じて顧問弁護士との対応協議及び警察関係機関への連絡体制を整備し、関係遮断に努めております。

また、反社会的勢力の排除を徹底するために、新規取引先及び取引検討先に対する新聞記事検索による事前調査、既存取引先についても定期的な継続調査を行ったうえで、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいたチェックリストを用いて反社会性の疑いの有無を確認し、取引の開始時には「反社会的勢力排除条項付契約書」または「覚書」を締結しております。既存取引先が反社会的勢力と関係を有すると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係を解消する体制を取ることとしております。株主については第三者割当等当社の意思を反映し得る場合、役員については社外招聘者を含め取締役候補者とする場合について、事前に上記同様の調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

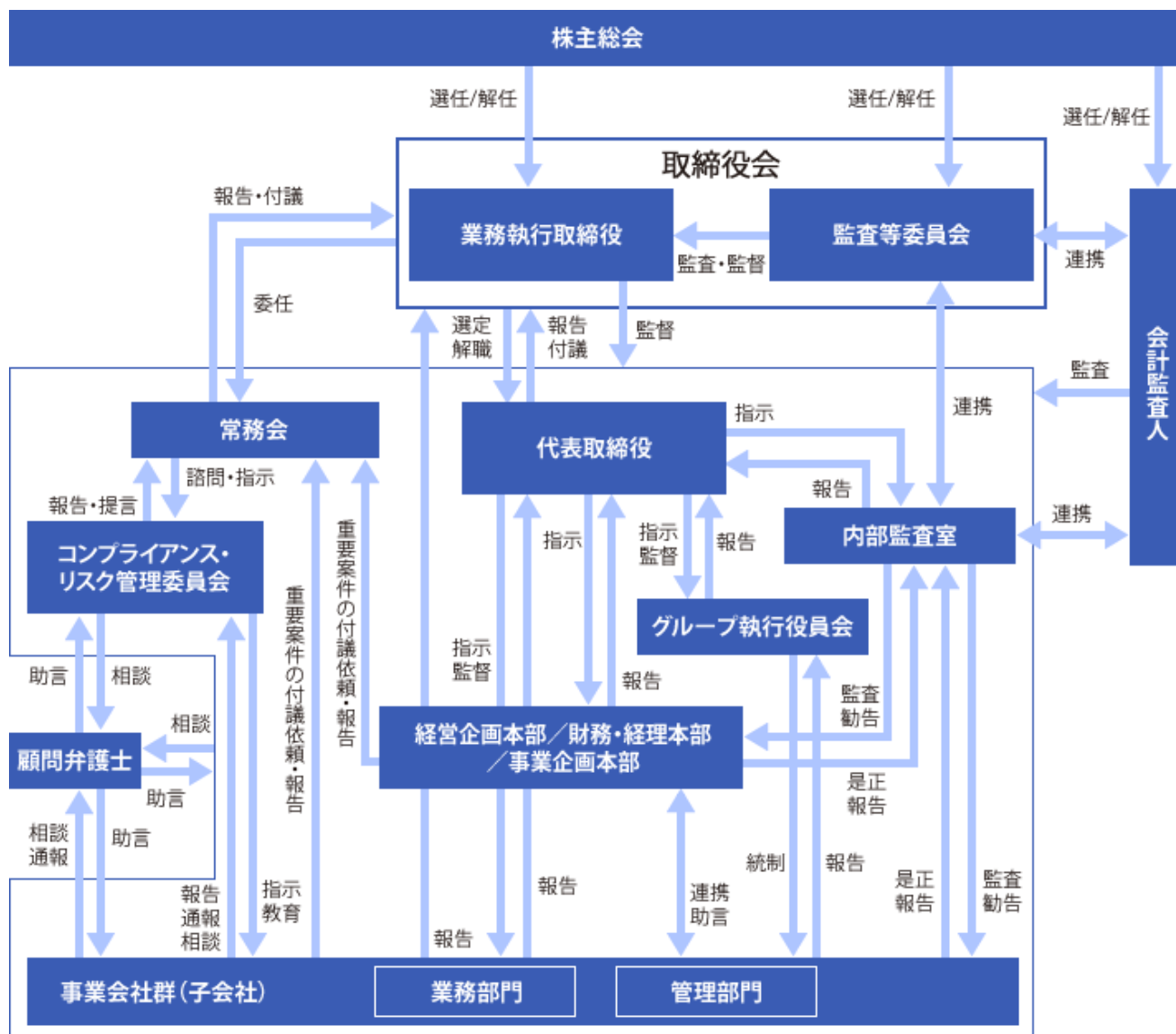
買収防衛策の導入の有無

なし

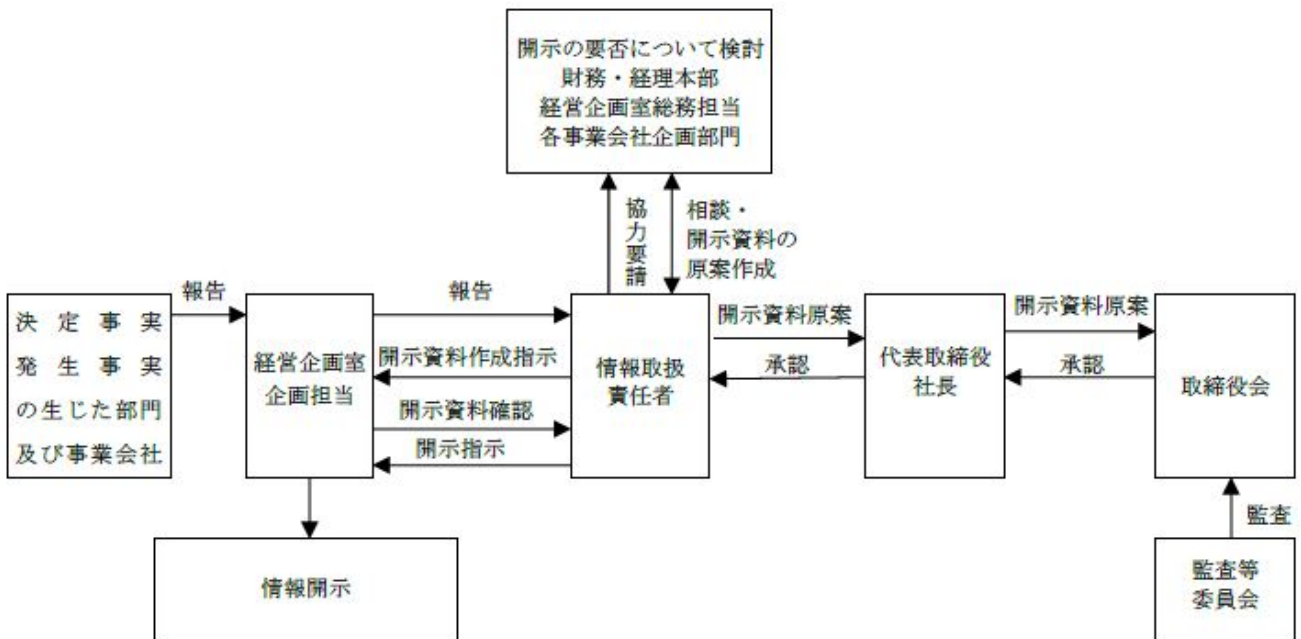
該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



<当社に係る決定事実・発生事実に関する情報等>



<当社に係る決算に係る情報等>

